

役員報酬規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第89条、105条並びに一般社団法人日本バレーボールリーグ機構（以下「Vリーグ機構」という。）定款第32条の規定に基づき、Vリーグ機構の役員（理事、監事）に対する報酬等の支給について定めることを目的とする。

(報酬の支払)

第2条

Vリーグ機構は、法令及び定款の規定に基づき、本規程に定める基準により、役員に対して報酬を支払う。

(報酬の支払方法)

第3条

- 1 役員は、その金額を通貨で、直接役員に支払う。ただし、法令に基づき役員は、その金額から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払う。
- 2 役員が報酬の全部又は一部につき所属団体もしくは自己の預金口座への送金を申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。
- 3 報酬の支払日は毎月25日とする。ただし、支払日が休日又は祝祭日の場合はその前日を支払日とする。

(常勤理事の報酬)

第4条

- 1 常勤理事（理事会への出席以外にVリーグ機構の業務執行における担当業務を有し、平均して月に8日以上当該業務に従事する理事をいう。）の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表1」に記載された金額を上限とし、その職務、資格等を勘案して、理事会で決定するものとする。ただし、常勤理事がVリーグ機構の使用人としての報酬を受けている場合には、当該報酬を勘案し、社会通念上妥当な金額とするものとする。
- 2 前項における業務には、理事会出席を含む。

(通勤手当)

第5条

- 1 Vリーグ機構は、常勤理事に対し、報酬として通勤手当を支払うことができる。
- 2 通勤手当を支給する場合、支給要件及び支給月額等の支給に必要な事項は、職員給与規程に準じる。

(報酬の計算期間)

第6条

常勤理事の報酬の計算期間は、毎月1日から同月末日までとする。

(日割計算)

第7条

常勤理事の報酬の計算期間が1か月に満たない場合、報酬額は、当該計算期間の総日数から就業規則第19条に定める休日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

(非常勤役員の報酬)

第8条

- 1 常勤理事以外の役員（以下「非常勤役員」という）が、理事会及び理事会に準ずる会議（以下「諸会議」という。）に出席したとき、並びに役員としての職務を遂行したときは、報酬を支払う。
- 2 非常勤役員の報酬は、社員総会の決議によって定められた総額の範囲内において、「別表2」及び「別表3」に基づき、その職務、資格等を勘案して、理事にあっては理事会で、監事については監事の協議により決定する。

(旅費交通費の支給)

第9条

役員が遠隔地から諸会議に出席するため及び役員として職務執行に従事するため、特別の経費を要する場合には、旅費規程の定めに準じてその費用を支給することができる。

(旅費交通費の支払方法)

第10条

前条の旅費交通費は諸会議に出席する都度及び職務執行に従事する都度、支払う。

(大会派遣及び出張の日当)

第11条

- 1 役員の大大会派遣及び出張の場合には、「別表3」に定めるところにより、日当を支払う。
- 2 非常勤役員の大大会派遣及び出張が役員としての職務の遂行に該当すると理事会が認めた場合には、本条の日当に加えて、第8条に定めるところにより、報酬を支払う。

(役員退職金)

第12条

役員退職金については支給しない。

(規程の改廃)

第13条

この規程は、社員総会の決議により改廃することができる。

(補則)

第14条

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会が別に定める。

(施行)

第15条

本規程は平成28年9月17日より施行する。

別表1 常勤役員の報酬月額上限基準

号	報酬月額	号	報酬月額
第1号	100,000円	第6号	350,000円
第2号	150,000円	第7号	400,000円
第3号	200,000円	第8号	450,000円
第4号	250,000円	第9号	500,000円
第5号	300,000円	第10号	600,000円

職務・資格号級表

月平均執務日数	代表理事会長	副会長	左記以外
8日以上12日未満	第3号	第2号	第1号
12日以上15日未満	第6号	第5号	第4号
15日以上	第9号	第8号	第7号

代表理事会長で在職期間が4期以上の場合には、等級は第10号とする。

別表2 非常勤役員報酬日額基準

号	日額	号	日額
第1号	5,000円	第3号	15,000円
第2号	10,000円	第4号	20,000円

第1号 理事会及び諸会議に出席した場合に適用する。

第2号 担当職務の遂行またはVリーグ機構の主催する会議や研修において議事進行役や講師を務めた場合に適用する。

第3号・第4号 専門性、資格等に鑑み、理事会が妥当と認めた場合に適用する。

別表3 大会派遣及び出張の日当

号	日額	号	日額
第1号	5,000円	第2号	10,000円

第1号 第2号以外の場合

第2号 専門性、資格等に鑑み、理事会が妥当と認めた場合に適用する。